

平成31年第2回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成31年3月1日（金） 午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、川田耕司、加賀谷得子
- 4 欠席者 無
- 5 事務局 書記長 石井靖紀
書記 三浦 保、見上豪紀、畠山範之
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - (1) 議案第 8号 選挙人名簿に登録することについて
 - (2) 議案第 9号 選挙人名簿から抹消することについて
 - (3) 報告第 1号 登録の移替えをした者について
 - (4) 報告第 2号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - (5) 報告第 3号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - (6) 議案第10号 選挙人名簿の移替えの延期について（県議選）
 - (7) 議案第11号 選挙時登録の名簿縦覧場所を定めることについて（県議選）
 - (8) 議案第12号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（県議選）
 - (9) 議案第13号 投票所を定めることについて（県議選）

午前8時55分開会

石井書記長 おはようございます。只今から平成31年第2回三種町選挙管理委員会を開会させていただきます。

はじめに委員長さんの方からご挨拶をお願い致しまして、その後、進行の方もお願い致します。

嶋田委員長 おはようございます。ご苦労様です。いよいよ3月に入ったということで、新聞ではすでに桜の開花予想もされており、雪解けも早く感じているところです。

本日の議案は、定時登録案件と、県議会議員選挙関連となりますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。

本日の会議録の会議録署名委員の指名ということで、川田委員と加賀谷委員にお願い致します。

それでは、案件の方に入ります。

議案第8号「選挙人名簿に登録することについて」。

事務局より説明をお願いします。

畠山書記

はい。議案第8号「選挙人名簿に登録することについて」。

公職選挙法第22条第1項の規定により、別紙の者を平成31年3月1日付けで選挙人名簿に登録する。

説明いたします。

本日の選挙人名簿の登録につきましては、12月定時登録後の新有権者と転入3カ月経過の登録となります。

まず、「1」の新有権者登録については、平成12年12月3日から平成13年3月2日までの方が対象となります。人数は、男16人、女14人、計30人となります。

次に、「2」の転入登録については、3月1日基準日での登録は、平成30年12月1日以前より引き続き三種町に居住している方が対象となります。転入日では、平成30年9月2日から平成30年12月1日までに転入した方で、人数は、男17人、女19人、計36人。

よって、新有権者と転入3カ月経過による本日の登録者総数は、男33人、女33人、合計66人となります。

対象者につきまして、別冊の名簿をご覧ください。

新有権者登録につきましては、1頁に、転入登録につきましては、2頁に記載しております。

議案第8号の説明は、以上です。

嶋田委員長

はい。それでは、名簿をご確認いただき、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

(各委員、資料を確認)

嶋田委員長

皆さん、何かご意見、ご異議等ございませんか。

(「異議ありません。」の声あり。)

嶋田委員長

無いようですので、議案第8号は、原案どおり決定することに致します。

次に、議案第9号「選挙人名簿から抹消することについて」。

事務局より説明をお願いします。

畠山書記

議案第9号「選挙人名簿から抹消することについて」。

公職選挙法第28条の規定により、別紙の者を平成30年3月1日付けで選挙人名簿から抹消する。

説明致します。

本日の抹消は、平成30年12月1日から基準日3月1日までの死亡と転出4カ月経過の抹消となります。

まず、「1」の死亡抹消者ですが、死亡の届出が平成30年12月1日から平成31年2月28日までとなり、男55人、女47人、計102人となります。

次に、「2」の転出抹消者ですが、今回は、平成30年10月31日以前に三種町から転出した者が4カ月経過の対象で、転出日の範囲は平成30年8月1日から平成30年10月31日までで、人数は、男22人、女28人、計50人となります。

よって、本日の抹消者総数は、男77人、女75人、合計152人となっております。

対象につきまして、死亡抹消は別冊名簿の3頁から5頁まで、転出抹消は6頁から7頁に記載しております。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿を確認いただきながら、何かありましたら質問等お願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

嶋田委員長何かございませんか。

嶋田委員長 それでは、議案第9号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第9号を原案どおり決定致します。

続きまして、報告第1号「登録の移替えをした者について」。
説明をお願いします。

畠山書記 はい。報告第1号「登録の移替えをした者について」。

平成31年3月1日付けの定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

平成30年12月1日から平成31年2月28日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男 14 人 女 24 人 合計 38 人

登録の移替えの対象者ですが、別冊名簿の 8 頁から 10 頁に記載しております。

説明は、以上です。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時資料を確認)

畠山書記 委員長、名簿の No 13 の方ですが、移替えをした後に死亡抹消しておりますので、説明を付け加えさせていただきます。

加賀谷委員 そうすれば、名簿の No 10、23 の方もそうですね。

畠山書記 はい。そうです。

嶋田委員長 それでは、特に無いようですので、報告第 1 号を原案どおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

嶋田委員長 ご異議無いようですので、報告第 1 号を原案どおり承認致します。

続きまして、報告第 2 号と報告第 3 号につきましては、関連性がございますので、一括上程と致します。

報告第 2 号「選挙権を有する者の 50 分の 1 の数について」、報告第 3 号「選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について」、説明の方お願い致します。

畠山書記 はい。報告第 2 号「選挙権を有する者の 50 分の 1 の数について」。

地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数は 300 である。

これにつきましては、下に記載の直接請求の必要署名数となっております。この数については 3 月定時登録の選挙人名簿登録者数が算出基礎となりますので、4 頁の選挙人名簿登録者数をご覧ください。

左から、前回 12 月定時登録時の登録者数が、合計で 15,054 人で、これに対して、今回 3 月定時登録の抹消者数が 152 人、登録者数が 66 人、差引きしました今回の名簿登録者数が 14,968 人で、12 月定時登録時から 86 人の減となっております。この 14,968 人の 50 分の 1 の数が 300 となります。

続きまして、報告第3号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,990である。

これにつきましても、下に記載の直接請求に関する数で、今回の選挙人名簿登録者数14,968の3分の1ですので4,990となります。

以上で、報告第2号と第3号の説明を終わります。

嶋田委員長 只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願い致します。

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。ご質問等無いとのことですが、報告第2号、第3号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いとのことですので、報告第2号、第3号を原案どおり承認することと致します。

嶋田委員長 続きまして、議案第10号に移ります。「選挙人名簿の移替えの延期について」。事務局より説明をお願いします。

畠山書記 議案第10号「選挙人名簿の移替えの延期について（県議選）」。

公職選挙法施行令第17条ただし書により三種町の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間を次のとおり定める。

移替えを延期する期間

平成31年3月8日から平成31年4月7日まで

内容について説明致します。

選挙人名簿に登録中の者が、町内の他の投票区に転居した場合は、選挙人名簿の投票区を移替えすることになりますが、選挙時におきましては、選挙人名簿抄本や投票所入場券の作成準備のため、一定期間、移替えを延期できることになっております。

秋田県議会議員一般選挙が3月29日告示、4月7日投開票の日程で執行されることに伴いまして、3月7日（木）に投票所入場券のデータ作成を行います。その翌日から選挙が終わるまでの

間は、町内転居による投票区の移替えは行わない取扱いとしております。

これにつきましては、入場券を作成した後に、投票区の移替えを行いますと、入場券記載の投票区と投票日当日の投票区が違ってしまい、選挙事務に混乱が生じますので、法令上認められた措置でございます。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

嶋田委員長 はい。只今の説明に対し、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

嶋田委員長 ご異議無しとのことですので、議案第10号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第11号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて」。事務局より説明をお願いします。

畠山書記 議案第11号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（県議選）」。

平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における公職選挙法第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

日時 平成31年3月29日（金）午後5時30分から

場所 三種町鶴川字岩谷子8番地

三種町選挙管理委員会事務室

内容について説明致します。

今回の選挙におきましては、投票記載所に、能代市山本郡選挙区の各候補者名と党派の別を掲示することになりますが、その掲示の順序は市町村の選挙管理委員会がくじで定めることになっておりますので、くじを行う日時と場所を定めるものであります。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

嶋田委員長 只今の説明につきまして、ご質問等ございましたら、お願い致します。

嶋田委員長 質問無いようですが、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第 11 号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第 12 号でございますが、「開票管理者の選任」については、私に関係することになります。

この場合、地方自治法の規定により、私が議事に参与することができないこととなりますので、「開票管理者の選任」に限り、議長を職務代理の田村委員にお願いしたいと思います。田村委員、よろしいでしょうか。

田村委員 「はい、わかりました。」

嶋田委員長 それでは、皆さん、田村委員を議長としてよろしいでしょうか。
（「異議無し。」の声あり。）

嶋田委員長 ご異議無いようですので、田村委員に議長をお願い致します。

田村委員 それでは、議長として議事進行させていただきます。

議案第 12 号のうち「開票管理者の選任について」を議題としますので、嶋田委員長は退席ということをお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

畠山書記 議案第 12 号のうち「開票管理者の選任」について説明致します。

平成 31 年 4 月 7 日執行の秋田県議会議員一般選挙における三種町開票区の開票管理者を次のとおり選任する。

開票管理者につきましては、公職選挙法第 61 条の規定により、本人の了解のもと当該選挙の選挙権を有する者の中から、選挙管理委員会が選任することとなっておりますので、議案のとおり「嶋田委員長」を開票管理者に選任したいとしております。

説明を終わります。

田村委員 議案第 12 号のうち「開票管理者の選任」について、ご質問、ご異議等ございませんか。

（「異議ありません。」の声あり。）

田村委員 ご異議等無いようですので、本案は原案どおり決定致します。

議案第 12 号のうち「開票管理者の選任」に関する議案は終了しましたので、議長の職を解かさせていただきます。どうもありがとうございました。

嶋田委員長 田村委員、ご苦勞様でした。

嶋田委員長 それでは、次に、議案第 12 号のうち「開票管理者の職務代理者の選任について」を議題としますので、田村委員は退席という

ことをお願いします。事務局より説明をお願いします。

畠山書記

議案第12号のうち「開票管理者の職務代理者の選任」について。

平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における三種町開票区の開票管理者の職務を代理する者を次のとおり選任する。

開票管理者同様、その職務代理者につきましても、本人の了解のもと当該選挙の選挙権を有する者の中から、選挙管理委員会が選任することになりますことから、議案のとおり「田村委員」を選任したいとしております。

説明を終わります。

嶋田委員長

はい。只今の説明について、ご質問・ご異議等ございませんか。
（「異議ありません」の声あり。）

嶋田委員長

ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定致します。

嶋田委員長

引き続き、議案第13号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて」の審議を行います。

事務局より説明をお願いします。

畠山書記

議案第13号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて（県議選）」。

平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定によるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

日時 平成31年4月4日（木）午後5時30分

場所 三種町鶴川字岩谷子8番地

三種町選挙管理委員会事務室

内容についてご説明致します。

今回の県議選におきまして、各候補者は、三種町の選挙人名簿に登録されている者の中から、開票立会人1人を届け出できることになっております。

また、開票立会人につきまして、公職選挙法の規定により、1つの開票区で3人以上10人以内という人数制限と、同一政党等に所属する者は2人までという制限がございます。

このため、届出のあった者が10人を超えると、それから同一政党等に所属する候補者の届出が3人以上となった場合は、選挙管理委員会がくじで選任することになりますので、その日時と

場所をご覧のとおり定めたいとしております。

なお、新聞等の情報によりますと、今回、能代市山本郡では5名立候補予定ということですので、おそらく10名を超えることはないと思いますが、同一政党から3名が立候補予定とのことですので、くじの可能性もあるというふうに思っております。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

嶋田委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

(「異議ありません。」の声あり。)

嶋田委員長 ご異議無いとのことですので、議案第13号を原案どおり決定致します。

嶋田委員長 以上で、本日予定されておりました議案審議が終わりましたが、その他として事務局より説明がございましたらお願いします。

畠山書記 はい。それでは、今後の日程について説明させていただきます。

(以下、資料に基づき説明)

私からの説明は、以上でございます。

(この後、意見交換)

嶋田委員長 他に特に無ければ、これをもちまして本日の委員会は閉会したいと思います。どうもお疲れさまでした。

午前 9時45分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____